

平成十二年法律第百二十九号

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条―第十六条)
- 第二章 外国倒産処理手続の承認(第十七条―第二十四条)
- 第三章 外国倒産処理手続に対する援助の処分(第二十五条―第五十五条)
- 第四章 外国倒産処理手続の承認の取消し(第五十六条)
- 第五章 他の倒産処理手続がある場合の取扱い

- 第一節 国内倒産処理手続がある場合の取扱い(第五十七条―第六十一条)
- 第二節 他(外国倒産処理手続の承認援助手続がある場合)の取扱い(第六十二条―第六十四条)

- 第六章 罰則(第六十五条―第七十一条)
- 附則

第一章 総則

第一条 (目的)

この法律は、国際的な経済活動を行う債務者について開始された外国倒産処理手続に対する承認援助手続を定めることにより、当該外国倒産処理手続の効力を日本国内において適切に実現し、もって当該債務者について国際的に整合のとれた財産の清算又は経済的再生を図ることを目的とする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外国倒産処理手続 外国で申し立てられた手続で、破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続に相当するものをいう。
- 二 外国主手続 債務者が営業者である場合にあってはその主たる営業所がある国で申し立てられた外国倒産処理手続、営業者でない場合は営業所を有しない場合にあっては、当該債務者が個人であるときは住所がある国で申し立てられた外国倒産処理手続、法人その他の社団又は財団であるときは主たる事務所がある国で申し立てられた外国倒産処理手続をいう。
- 三 外国従手続 外国主手続でない外国倒産処理手続をいう。
- 四 国内倒産処理手続 日本国内で申し立てられた破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。

五 外国倒産処理手続の承認 外国倒産処理手続について、これを日本国内において第三章の規定による援助の処分をすることができ、基礎として承認することをいう。

六 承認援助手続 次章以下に定めるところにより、外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判並びに債務者の日本国内における業務及び財産に関し当該外国倒産処理手続を援助するための処分をする手続をいう。

七 外国管財人 外国倒産処理手続において債務者の財産の管理及び処分をする権利を有する者であつて、債務者以外のものであるものをいう。

八 外国管財人等 外国倒産処理手続において外国管財人がない場合には債権者をいう。

九 承認管財人 第三十二条第一項の規定により債権者の日本国内における業務及び財産に関し管理を命じられた者をいう。

十 民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定により裁判上の請求をすることができ、債権は、日本国内にあるものとみなす。

十一 外国人の地位 外国人又は外国人は、承認援助手続に關し、日本人又は日本人と同一の地位を有する。

十二 (承認援助事件の管轄) 承認援助事件は、東京地方裁判所の管轄に専属する。

十三 (承認援助事件の移送) 前条に規定する裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、承認援助事件を債務者の住所、居所、営業所、事務所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

十四 (任意的口頭弁論等) 承認援助手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないことができる。

十五 裁判所は、職権で、承認援助事件に關して必要な調査をすることができ、(不服申立て)

十六 承認援助手続に關する裁判につき利害關係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができ、その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

十七 承認援助手続に關する裁判につき利害關係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し即時抗告をすることができ、その期間は、裁判の公告があつた場合には、その公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

十八 (公告等) この法律の規定による公告は、官報に掲載する。

十九 公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

二十 この法律の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもって、これに代えることができる。ただし、この法律の規定により公告及び送達をしなければならない場合は、この限りでない。

二十一 この法律の規定により裁判の公告がされたときは、一切の關係人に対して当該裁判の告知があつたものとみなす。

二十二 前二項の規定は、この法律に特別の定めがある場合には、適用しない。

二十三 (法人の承認援助手続に関する登記の嘱託等) 法人である債務者について、第三十二条第一項又は第五十一条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)の規定による処分があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を債務者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。ただし、債務者が外国法人であるときは、外国会社にあつては日本における各代表者(日本に住所を有するものに限る。)の住所地(日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地)、その他の外国法人にあつては各事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。

二十四 前項に規定する処分の登記には、承認管財人又は保全管理人の氏名又は名称及び住所、承認管財人又は保全管理人がそれぞれ単独にその職務を行うことについて第三十九条第一項ただし書(第五十五条第一項において準用する場合を含む)以下この項において同じ)の許可があつたときはその旨並びに承認管財人又は保全管理人が職務を分掌することについて第三十九条第一項ただし書の許可があつたときはその旨及び各承認管財人又は各保全管理人が分掌する職務の内容をも登記しなければならない。

二十五 第一項の規定は、同項に規定する処分の変更若しくは取消しがあつた場合、当該処分が効力を失つた場合(第六十一条第二項又は第六十四条の規定により承認援助手続が効力を失つたこと)により当該処分がその効力を失つた場合を除く。次条第二項及び第五項において同じ)又は前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。

二十六 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十七条第二項本文、第五十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第五十九条第一項第一号又は第六十条第一項の規定による中止の命令があつた場合において、当該債務者について次に掲げる登記があるときは、職権で、遅滞なく、当該中止の命令の登記を第一項に規定する登記所に嘱託しなければならない。

二十七 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百五十七條第一項又は第四項の規定による登記

二十八 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第十一条第一項又は第二項の規定による登記

二十九 会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)第二百五十八條第一項若しくは第四項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百九條第一項若しくは第四項若しくは第三百三十二條第一項若しくは第四項の規定による登記

三十 会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百三十八條第一項第一号(他の法律において準用する場合を含む)の規定による登記

三十一 前項の規定は、同項に規定する中止の命令の取消しがあつた場合又は当該中止の命令が効力を失つた場合について準用する。

三十二 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十六条第一項第三号の規定による承認の取消しの決定が確定した場合において、当該債務者について第四項各号に掲げる登記又は第六十四条の規定によりその効力を失つた他の承認援助手続において第一項の規定によりされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

三十三 破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産手続終結の決定があつた場合又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一条第二項の規定によりその効力を失つた承認援助手続において第一項の規定によりされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

三十四 (登記のある権利についての登記等の嘱託) 債務者について第三十二条第一項の規定による処分があつた場合において、債務者の財

三十五 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十七条第二項本文、第五十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む)、第五十九条第一項第一号又は第六十条第一項の規定による中止の命令があつた場合において、当該債務者について次に掲げる登記があるときは、職権で、遅滞なく、当該中止の命令の登記を第一項に規定する登記所に嘱託しなければならない。

三十六 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百五十七條第一項又は第四項の規定による登記

三十七 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第十一条第一項又は第二項の規定による登記

三十八 会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)第二百五十八條第一項若しくは第四項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百九條第一項若しくは第四項若しくは第三百三十二條第一項若しくは第四項の規定による登記

三十九 会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百三十八條第一項第一号(他の法律において準用する場合を含む)の規定による登記

四十 前項の規定は、同項に規定する中止の命令の取消しがあつた場合又は当該中止の命令が効力を失つた場合について準用する。

四十一 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十六条第一項第三号の規定による承認の取消しの決定が確定した場合において、当該債務者について第四項各号に掲げる登記又は第六十四条の規定によりその効力を失つた他の承認援助手続において第一項の規定によりされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

四十二 破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産手続終結の決定があつた場合又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一条第二項の規定によりその効力を失つた承認援助手続において第一項の規定によりされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

四十三 (登記のある権利についての登記等の嘱託) 債務者について第三十二条第一項の規定による処分があつた場合において、債務者の財

四十四 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十六条第一項第三号の規定による承認の取消しの決定が確定した場合において、当該債務者について第四項各号に掲げる登記又は第六十四条の規定によりその効力を失つた他の承認援助手続において第一項の規定によりされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

四十五 破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産手続終結の決定があつた場合又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一条第二項の規定によりその効力を失つた承認援助手続において第一項の規定によりされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

四十六 (登記のある権利についての登記等の嘱託) 債務者について第三十二条第一項の規定による処分があつた場合において、債務者の財

四十七 裁判所書記官は、法人である債務者について第五十六条第一項第三号の規定による承認の取消しの決定が確定した場合において、当該債務者について第四項各号に掲げる登記又は第六十四条の規定によりその効力を失つた他の承認援助手続において第一項の規定によりされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

四十八 破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続の係属する裁判所の裁判所書記官は、破産手続終結の決定があつた場合又は再生計画認可の決定、更生計画認可の決定若しくは特別清算終結の決定が確定した場合において、第六十一条第二項の規定によりその効力を失つた承認援助手続において第一項の規定によりされた登記があるときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

四十九 (登記のある権利についての登記等の嘱託) 債務者について第三十二条第一項の規定による処分があつた場合において、債務者の財

産に属する権利で登記がされたものがあることを知ったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分を登記を嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する処分の取消しがあった場合又は当該処分が効力を失った場合について準用する。

3 前二項の規定は、前条第一項の規定により第三十二條第一項の規定による処分の登記を嘱託した場合に、適用しない。

4 債務者の財産に属する権利で登記がされたものに関し第二十六條第一項又は第二項の規定による処分があった場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を嘱託しなければならない。

5 前項の規定は、同項に規定する処分の変更若しくは取消しがあった場合又は当該処分が効力を失った場合について準用する。

6 裁判所書記官は、第五十六條第一項第三号の規定による承認の取消しの決定が確定した場合において、次に掲げる登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

一 債務者の財産に属する権利で登記がされたものについて破産法第二百五十八條第一項第二号若しくは第二百五十九條第一項第一号(同条第二項において準用する場合を含む。)

民事再生法第十二條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、会社更生法第二百六十條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十一條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)

若しくは第三十三條第四項(同条第二項において準用する場合を含む。)

又は会社法第九百三十八條第三項(同条第四項又は他の法律において準用する場合を含む。)

の規定によりされた登記

二 第六十四條の規定によりその効力を失った他の承認援助手続において第一項又は第四項の規定によりされた登記

助手続において第一項又は第四項の規定によりされた登記があることを知ったときは、職権で、遅滞なく、その登記の抹消を嘱託しなければならない。

(非課税)  
第十一條 前二條の規定による登記については、登録免許税を課さない。

第十二條 前二條の規定は、登録のある権利について準用する。

第十三條 利害関係人は、裁判所書記官に対し、この法律又は第十五條において準用する民事訴訟法の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件(以下この条及び次条第一項において「文書等」という)の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、文書等の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)

これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)

これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)

これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)

これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)

これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)

これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)

6 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、ファイル記録事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを交付し、又はファイル記録事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)

であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容がファイル記録事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

7 利害関係人は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

8 前各項の規定にかかわらず、外国管財人等以外の利害関係人は、第二十五條第二項の規定による中止の命令、第二十六條第二項の規定による処分、第二十七條第二項の規定による中止の命令、第五十一條第一項の規定による処分、第五十八條第一項若しくは第六十三條第一項の規定による中止の命令又は外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判があるまでの間は、前各項の規定による請求をすることができない。

(支障部分の閲覧等の制限)  
第十四條 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この項から第三項までにおいて「閲覧等」という。)を行うことにより、承認援助手続の目的の達成に

著しい支障を生ずるおそれがある部分(以下この項から第三項までにおいて「支障部分」という。)があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した債務者、外国管財人、承認管財人(承認管財人代理を含む。以下この項及び次項において同じ。)

の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができず、当該申立てをした者、外国管財人等、承認管財人及び保全管理人に限ることができず。

一 第三十一條第一項の規定、第三十五條第一項(第五十五條第一項において準用する場合を含む。)

第四十條第三項(第五十五條第一項において準用する場合を含む。)

第五十三條第一項ただし書の規定による許可を得るために裁判所に提出された文書等

二 第十七條第三項又は第四十六條(第五十五條第一項において準用する場合を含む。)

の規定による報告に係る文書等

2 前項の申立てがされたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人(同項の申立てをした者、外国管財人等、承認管財人及び保全管理人を除く。次項において同じ。)

は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3 支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害関係人は、裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができず。

4 第一項の申立てを却下した決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができず。

5 第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

6 前各項の規定は、ファイル記録事項について準用する。この場合において、第一項中「謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」とあるのは、「複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供」と読み替へるものとする。

(民事訴訟法の準用)  
第十五條 特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、

特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、

特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、

特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、

特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、

特別の定めがある場合を除き、承認援助手続に関しては、その性質に反しない限り、

民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百二十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となつたものを除く」とあるのは「弁護士に限る」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替へるものとする。  
**（最高裁判所規則）**  
**第十六条** この法律に定めるもののほか、承認援助手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

**第二章 外国倒産処理手続の承認**

**（外国倒産処理手続の承認の申立て）**

**第十七条** 外国管財人等は、外国倒産処理手続が申し立てられている国に債務者の住所、居所、営業所又は事務所がある場合には、裁判所に対し、当該外国倒産処理手続について、その承認の申立てをすることができ、

2 前項の申立ては、当該外国倒産処理手続について、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令に相当する判断（第二十二條第一項において「手続開始の判断」という。）がされる前であることである。

3 外国管財人等は、第一項の申立てをした場合には、裁判所の定めるところにより、当該申立てに係る外国倒産処理手続の進行状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

4 裁判所は、承認援助手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、第一項の申立てをした外国管財人等に対し、承認援助手続について弁護士の中から代理人を選任することを命ずることができ、

（破産手続開始等の申立義務と外国倒産処理手続の承認の申立て）

**第十八条** 他の法律の規定により法人の理事又はこれに準ずる者がその法人に対して破産手続開始又は特別清算開始の申立てをしなければならない場合においても、外国倒産処理手続の承認の申立てをすることを妨げない。

**（疎明）**

**第十九条** 外国倒産処理手続の承認の申立てをするときは、外国倒産処理手続が申し立てられている国に債務者の住所、居所、営業所又は事務所があることを疎明しなければならない。

**（費用の予納）**  
**第二十条** 外国倒産処理手続の承認の申立てをするときは、外国管財人等は、承認援助手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができ、

（外国倒産処理手続の承認の条件）

**第二十一条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却しなければならない。

- 一 承認援助手続の費用の予納がないとき。
- 二 当該外国倒産処理手続において、債務者の日本国内にある財産にその効力が及ばないものとされていることが明らかであるとき。
- 三 当該外国倒産処理手続について次章の規定により援助の処分をすることが日本における公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
- 四 当該外国倒産処理手続について次章の規定による援助の処分をすることが明らかであるとき。
- 五 外国管財人等が第十七条第三項の規定に違反したとき。ただし、その違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。
- 六 不当な目的で申立てがされたことその他申立てが誠実にされたものでないことが明らかであるとき。

**（外国倒産処理手続の承認の決定）**  
**第二十二条** 裁判所は、第十七条第一項に規定する要件を満たす外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、当該外国倒産処理手続につき手続開始の判断がされたときは、前条、第五十七條第一項又は第六十二條第一項の規定によりこれを棄却する場合を除き、外国倒産処理手続の承認の決定をする。

2 前項の決定は、その決定の時から、効力を生ずる。  
**（外国倒産処理手続の承認の公告等）**  
**第二十三条** 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定をしたときは、直ちに、当該決定の全文を公告しなければならない。

2 外国倒産処理手続の承認の決定があつた場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該決定の全文を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

3 外国管財人等には、前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を送達しなければならない。第五十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分が

あつた場合における保全管理人についても、同様とする。

4 次の各号に掲げる者には、外国倒産処理手続の承認の決定があつた旨を通知しなければならない。ただし、第二十五条第九項本文（第二十六条第六項、第二十七条第八項、第五十二条第五項及び第五十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定による通知が既にされている者については、この限りでない。

- 一 租税その他の公課を所管する官庁又は公署であつて最高裁判所規則で定めるもの
- 二 債務者の日本国内における使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、債務者の日本国内における使用人その他の従業者の過半数で組織する労働組合がないときは債務者の日本国内における使用人その他の従業者の過半数を代表する者

**（即時抗告等）**

**第二十四条** 外国倒産処理手続の承認の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ、

2 外国倒産処理手続の承認の決定をした裁判所の裁判所書記官は、前項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちに、最高裁判所規則で定めるところにより、その全文を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

3 外国倒産処理手続の承認の決定をした裁判所は、第一項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちにその全文を公告し、かつ、外国管財人等に前項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を送達しなければならない。

4 外国倒産処理手続の承認の決定を取り消す決定が確定したときは、次条第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十六条第一項又は第二項の規定による処分、第二十七条第一項又は第二項の規定による中止の命令、第二十八条第一項の規定による禁止の命令及び第三十二条第一項の規定による処分は、その効力を失う。

**第三章 外国倒産処理手続に対する援助の処分**

**（他の手続の中止命令等）**  
**第二十五条** 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために必要があると認めるときは、利害

関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、次に掲げる手続の中止を命ずることができ、

- 一 強制執行、仮差押え又は仮処分（以下「強制執行等」という。）の手続で、債務者の財産（日本国内にあるものに限る。以下この項において同じ。）に対して既にされているもの
- 二 債務者の財産に関する訴訟手続
- 三 債務者の財産に関する事件で行政庁に係属しているもの手続

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合には、当該申立てについて決定をする前であっても、前項の規定による中止の命令をすることができ、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して前条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時抗告を棄却する決定があつたときは、その効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができ、

5 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、債務者（外国管財人がない場合に限る。）若しくは承認管財人の申立てにより又は職権で、担保を立てさせて、又は立てさせないで、第一項又は第二項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しを命ずることができ、ただし、同項の規定により中止した強制執行等の手続の取消しについては、外国倒産処理手続の承認の決定があつた後に限る。

6 第一項又は第二項の規定による中止の命令、第四項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、即時抗告をすることができ、

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。  
 8 第六項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書（第十五条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、第十五条において準用する同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三條第二

項の規定によりファイルに記録されたものをい  
ら。以下同じ。を当事者に送達しなければならない。この場合においては、第八条第三項本  
文の規定は、適用しない。

9 第二十三条第四項各号に掲げる者には、第二  
項の規定による中止の命令があった旨を通知し  
なければならぬ。ただし、同条第四項ただし  
書に規定する規定による通知が既にされてい  
る者については、この限りでない。

第二十六条 裁判所は、承認援助手続の目的を達  
成するために必要があると認めるときは、利害  
関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処  
理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、  
債務者の日本国内における業務及び財産に関  
し、処分禁止を命ずる処分、弁済の禁止を命  
ずる処分その他の処分をすることができる。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立て  
がされた場合には、当該申立てについて決定を  
する前であっても、前項の規定による処分をす  
ることができ、外国倒産処理手続の承認の申  
立てを棄却する決定に対して第二十四条第一  
項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 前項の規定による処分は、外国倒産処理手続  
の承認の申立てを棄却する決定又は同項の即時  
抗告を棄却する決定があったときは、その効力  
を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による処  
分を変更し、又は取り消すことができる。

5 裁判所が第一項又は第二項の規定により債務  
者が債権者に対して弁済その他の債務を消滅さ  
せる行為をすることの禁止を命ずる処分をした  
場合には、債権者は、承認援助手続の関係にお  
いては、当該処分を反してされた弁済その他の  
債務を消滅させる行為の効力を主張することが  
できない。ただし、債権者が、その行為の当  
時、当該処分がされたことを知っていたときに  
限る。

6 前条第六項から第八項までの規定は第一項又  
は第二項の規定による処分及び第四項の規定に  
よる決定について、同条第八項の規定はこの項  
において準用する同条第六項の即時抗告につ  
いての裁判があった場合について、同条第九項  
の規定は第二項の規定による処分があった場合  
について準用する。

(担保権の実行手続等の中止命令)  
第二十七条 裁判所は、債権者の一般の利益に適  
合し、かつ、競売申立人又は企業担保権の実行

手続の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがな  
いと認めるときは、利害関係人の申立てにより  
又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定と  
同時に又はその決定後、相当の期間を定めて、  
債務者の財産に対して既にされている担保権の  
実行の手続又は企業担保権の実行手続の中止を  
命ずることができる。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立て  
がされた場合には、当該申立てについて決定を  
する前であっても、前項の規定による中止の命  
令をすることができる。外国倒産処理手続の承  
認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条  
第一項の即時抗告がされたときも、同様とす  
る。

3 前項の規定による中止の命令は、外国倒産処  
理手続の承認の申立てを棄却する決定又は同項  
の即時抗告を棄却する決定があったときは、そ  
の効力を失う。

4 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中  
止の命令を発する場合に、競売申立人又は企  
業担保権の実行手続の申立人の意見を聴かな  
ければならない。

5 裁判所は、第一項又は第二項の規定による中  
止の命令を変更し、又は取り消すことができ  
る。

6 第一項又は第二項の規定による中止の命令及  
び前項の規定による変更の決定に対しては、競  
売申立人又は企業担保権の実行手続の申立人に  
限り、即時抗告をすることができる。

7 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな  
い。

8 第二十五条第八項の規定は第一項又は第二項  
の規定による中止の命令、第五項の規定による  
決定及び第六項の即時抗告についての裁判があ  
った場合について、同条第九項の規定は第二項  
の規定による中止の命令があった場合について  
準用する。

(強制執行等禁止命令)

第二十八条 裁判所は、承認援助手続の目的を達  
成するために必要があると認めるときは、利害  
関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処  
理手続の承認の決定と同時に又はその決定後、  
すべての債権者に対し、債務者の財産に対する  
強制執行等の禁止を命ずることができる。この  
場合において、裁判所は、相当と認めるとき  
は、一定の範囲に属する債権に基づく強制執行  
等又は一定の範囲に属する債務者の財産に対す

る強制執行等を禁止の命令の対象から除外す  
ることができる。

2 前項の規定による禁止の命令（以下「強制執  
行等禁止命令」という。）が発せられた場合に  
は、債務者の財産に対して既にされている強制  
執行等（当該命令により禁止されることとなる  
ものに限り。）の手続は、中止する。

3 裁判所は、強制執行等禁止命令を変更し、又  
は取り消すことができる。

4 裁判所は、承認援助手続の目的を達成するた  
めに特に必要があると認めるときは、債務者  
（外国管財人がいない場合に限る。）若しくは承  
認管財人の申立てにより又は職権で、担保を立  
てさせて、又は立てさせないで、第二項の規定  
により中止した手続の取消しを命ずることがで  
きる。

5 強制執行等禁止命令、第三項の規定による決  
定及び前項の規定による取消しの命令に対し  
ては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな  
い。

7 強制執行等禁止命令が発せられたときは、債  
務者に対する債権（当該命令により強制執行等  
が禁止されているものに限る。）については、  
当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経  
過する日までの間は、時効は、完成しない。

(強制執行等禁止命令に関する公告及び送達等)  
第二十九条 強制執行等禁止命令及びこれを變更  
し、又は取り消す旨の決定があった場合には、  
その主文を公告し、かつ、その電子裁判書を外  
国管財人等、承認管財人及び申立人に送達しな  
ければならない。

2 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定と  
同時に強制執行等禁止命令を発したときは、第  
二十三条第一項の規定による公告には、強制執  
行等禁止命令の主文をも掲げなければならぬ。  
この場合においては、前項の規定による公  
告は、することを要しない。

3 第一項の場合において、同項の電子裁判書の  
送達を受けた外国管財人等は、当該電子裁判書  
の内容を知れている債権者に周知させるため必  
要な措置を講じなければならない。

5 前条第四項の規定による取消しの命令及び同  
条第五項の即時抗告についての裁判（強制執行  
等禁止命令を変更し、又は取り消す旨の決定を  
除く。）があった場合には、その電子裁判書を  
当事者に送達しなければならない。

(強制執行等禁止命令の解除)  
第三十条 裁判所は、強制執行等禁止命令を発し  
た場合において、強制執行等の申立人である債  
権者に不当な損害を及ぼすおそれがあると認め  
るときは、当該債権者の申立てにより、当該債  
権者に対しては強制執行等禁止命令を解除する  
旨の決定をすることができる。この場合には、  
当該債権者は、債務者の財産に対する強制執行  
等を行うことができ、強制執行等禁止命令が発  
せられる前に当該債権者がした強制執行等の手  
続は、続行する。

2 前項の規定による解除の決定を受けた者に対  
する第二十八条第七項の規定の適用について  
は、同項中「当該命令が効力を失った日」とあ  
るのは、「第三十条第一項の規定による解除の  
決定が効力を生じた日」とする。

3 第一項の申立てについての裁判に対しては、  
即時抗告をすることができる。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しな  
い。

5 第一項の申立てについての裁判及び第三項の  
即時抗告についての裁判があった場合には、そ  
の電子裁判書を当事者に送達しなければならない。  
この場合においては、第八条第三項本文の  
規定は、適用しない。

(債務者の財産の処分等に対する許可)  
第三十一条 裁判所は、次の各号のいずれかに該  
当する場合において、必要があると認めるとき  
は、債務者が日本国内にある財産の処分又は国  
外への持出しその他裁判所の指定する行為をす  
るには裁判所の許可を得なければならないもの  
とすることができる。ただし、承認管財人又は  
保全管理人がある場合は、この限りでない。

一 第二十五条第一項若しくは第二項の規定に  
よる中止の命令、第二十六条第一項若しくは  
第二項の規定による処分、第二十七条第一項  
若しくは第二項の規定による中止の命令、強  
制執行等禁止命令又は第五十七条第二項、第  
五十八条第一項（同条第二項において準用す  
る場合を含む。）、第五十九条第一項第一号、  
第六十条第一項若しくは第六十三条第一項の  
規定による中止の命令が発せられたとき。



5 第一項の規定による決定に対する前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

第四十四条 承認管財人は、債務者にあつた郵便物等を受け取つたときは、これを開いて見るることができる。

2 債務者は、承認管財人に対し、承認管財人が受け取つた前項の郵便物等の閲覧又は当該郵便物等が債務者の日本国内にある財産に関し、その交付を求めることができる。

(承認管財人の注意義務)

第四十五条 承認管財人は、善良な管理者の注意をもつて、その職務を行わなければならない。2 承認管財人が前項の注意を怠つたときは、その承認管財人は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。

(承認管財人の報告義務)

第四十六条 承認管財人は、裁判所の定めるところにより、債務者の日本国内における業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項を裁判所に報告しなければならない。

(承認管財人の行為に対する制限)

第四十七条 承認管財人は、裁判所の許可を得なければ、債務者の財産を譲り受け、債務者に対し自己の財産を譲り渡し、その他自己又は第三者のために債務者と取引をすることができない。

2 前項の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(管理命令後の債務者の行為等)

第四十八条 承認管財人が管理及び処分をする権利を有する債務者の財産に関して、債務者が管理命令が発せられた後にした法律行為は、承認援助手続の関係においては、その効力を主張することができない。ただし、相手方がその行為の当時管理命令が発せられた事実を知らなかつたときは、この限りでない。

2 日本国内にある債権について、管理命令が発せられた後に、その事実を知らずに日本国内において債務者にした行為は、承認援助手続の関係においても、その効力を主張することができる。

3 前項の債権について、管理命令が発せられた後に、その事実を知つて日本国内において債務者にした行為は、承認管財人が管理及び処分をする権利を有する財産が利益の限度においてのみ、承認援助手続の関係において、その効力を主張することができる。

4 前三項の規定の適用については、第三十三条第一項の規定による公告(外国倒産処理手続の承認の決定と同時に管理命令が発せられた場合には、第二十三条第一項の規定による公告)前においてはその事実を知らなかつたものと推定し、その公告後においてはその事実を知つたものと推定する。

(承認管財人の報酬等)

第四十九条 承認管財人及び承認管財人代理は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。ただし、外国管財人である者については、この限りでない。

2 承認管財人及び承認管財人代理は、その選任後、債務者に対する債権又は債務者の株式その他の債務者に対する出資による持分を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3 承認管財人及び承認管財人代理は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。

4 第一項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(任務終了の場合の報告義務等)

第五十条 承認管財人の任務が終了した場合には、承認管財人は、遅滞なく、裁判所に計算の報告をしなければならない。

2 前項の場合において、承認管財人が欠けたときは、同項の計算の報告は、同項の規定にかかわらず、後任の承認管財人がしなければならぬ。

3 承認管財人の任務が終了した場合において、急迫の事情があるときは、承認管財人又はその承継人は、後任の承認管財人又は債務者が財産を管理することができに至るまで必要な処分をしなければならない。

(保全管理命令)

第五十一条 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、承認援助手続の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、当該外国倒産処理手続の承認の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の日本国内における業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる処分をすることができる。

2 裁判所は、前項の処分(以下「保全管理命令」という。)をする場合には、当該保全管理命令において、一人又は数人の保全管理人を選任しなければならない。

3 前二項の規定は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされた場合について準用する。

4 裁判所は、保全管理命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 保全管理命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(保全管理命令に関する公告及び送達等)

第五十二条 裁判所は、保全管理命令を発したときは、その旨を公告しなければならない。保全管理命令を変更し、又は取り消す旨の決定があった場合も、同様とする。

2 保全管理命令、前条第四項の規定による決定及び同条第五項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 保全管理命令及びこれを變更し、又は取り消す旨の決定は、保全管理人に対する電子裁判書の送達が行われた時から、効力を生ずる。

4 第八条第四項の規定は、保全管理命令に関し公告及び送達をしなければならない場合について、適用しない。

5 第二十五条第九項の規定は、保全管理命令があつた場合について準用する。

(保全管理人の権限)

第五十三条 保全管理命令が発せられた場合には、債務者の日本国内における業務の遂行並びに財産の管理及び処分をする権利は、保全管理人に専属する。ただし、保全管理人が債務者の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項ただし書の許可を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(保全管理人代理)

第五十四条 保全管理人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は数人の保全管理人代理を選任することができる。

2 前項の保全管理人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

第五十五条 第三十二条第三項、第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条、第三十九条、第

四十一条、第四十二条及び第四十四条から第五十条までの規定は保全管理人について、第四十条第三項及び第四十九条の規定は保全管理人代理について準用する。この場合において、第五十条第二項中「後任の承認管財人」とあるのは「後任の保全管理人又は承認管財人」と、同条第三項中「後任の承認管財人」とあるのは「後任の保全管理人、承認管財人」と読み替へるものとする。

2 第三十六条第二項から第六項までの規定は、保全管理命令が発せられた当時係属している債務者の日本国内にある財産に関する訴訟及び債務者の日本国内にある財産に関する事件で保全管理命令が発せられた当時行政庁に係属するものについて準用する。

第四章 外国倒産処理手続の承認の取消し

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の取消しを決定しなければならない。

一 当該外国倒産処理手続の承認の申立てが第十七条第一項に規定する要件を欠くものであること。

二 当該外国倒産処理手続について第二十一条第二号から第六号までに規定する事由のあることが明らかになつたとき。

三 当該外国倒産処理手続が、破産手続終結の決定、再生計画認可の決定、更生計画認可の決定又は特別清算終結の決定に相当する判断がされて終了したとき。

四 当該外国倒産処理手続が前号に規定する事由以外の事由により終了したとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の取消しを決定することができる。

一 債務者が第三十一条第一項の規定に違反したとき。

二 承認管財人である外国管財人が第三十五条第一項又は第四十六条の規定に違反したとき。

三 承認管財人でない外国管財人が債務者の日本国内にある財産の処分又は国外への持出しをしたとき。

3 裁判所は、前二項の取消しの決定をしたときは、直ちに、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。

- 4 第一項又は第二項の取消しの決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 第一項又は第二項の取消しの決定を取り消す決定が確定したときは、第一項又は第二項の取消しの決定をした裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。
- 6 第一項又は第二項の取消しの決定は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第二十四条第四項の規定は、第一項又は第二項の取消しの決定が確定した場合について準用する。
- 第五章 他の倒産処理手続がある場合の取扱い**
- 第一節 国内倒産処理手続がある場合の取扱い**
- (国内倒産処理手続の開始決定がされた場合の承認の条件等)
- 第五十七条** 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定をする前に、同一の債務者につき開始の決定がされた国内倒産処理手続があることが明らかになったときは、次に掲げる要件のすべてを満たす場合を除き、当該申立てを棄却しなければならない。
- 一 当該外国倒産処理手続が外国主手続であること。
- 二 当該外国倒産処理手続について第三章の規定により援助の処分をすることが債権者の一般の利益に適合すると認められること。
- 三 当該外国倒産処理手続について第三章の規定により援助の処分をすることにより、日本国内において債権者の利益が不当に侵害されるおそれがないこと。
- 2 前項の裁判所は、同項に規定する国内倒産処理手続があることが明らかになった場合においては、外国倒産処理手続の承認の決定をするときは、当該国内倒産処理手続の中止を命じなければならない。ただし、当該国内倒産処理手続が次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により中止されているときは、この限りでない。
- 3 裁判所は、前項の規定による中止の命令を取り消すことができる。
- 4 第二項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

- 6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。
- (外国倒産処理手続の承認決定前の国内倒産処理手続の中止命令)
- 第五十八条** 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定をする前において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、同一の債務者についての国内倒産処理手続の中止を命ずることができる。ただし、前条第一項各号に掲げる要件のすべてを満たす場合に限る。
- 2 前項の規定は、外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされた場合について準用する。
- 3 裁判所は、第一項（前項において準用する場合を含む。）以下この条及び第六十一条第一項において同じ。）の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
- 4 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。
- 7 第二十五条第九項の規定は、第一項の規定による中止の命令があった場合について準用する。
- (外国倒産処理手続の承認決定と国内倒産処理手続の開始決定とが競合した場合の調整)
- 第五十九条** 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定があった後、当該決定の後に同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の決定があったこと又は外国倒産処理手続の承認の決定以前に同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の決定があったことに基づき明らかになった場合において、次の各号に掲げる事由があるときは、当該各号に定める決定をしなければならない。
- 一 第五十七条第一項各号に掲げる要件のすべてを満たすとき。当該国内倒産処理手続の中止を命ずる旨の決定
- 二 前号に掲げる場合に該当しないとき。当該承認援助手続を中止する旨の決定
- 裁判所は、前項の規定による決定を取り消すことができる。

- 3 前二項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。
- (外国倒産処理手続の承認決定と開始決定前の国内倒産処理手続との調整)
- 第六十条** 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定があった後、同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の申立てがされたことが明らかになった場合（前条第一項に規定する場合を除く。）において、同項第一号に掲げる事由がある場合には、同号に定める決定をしなければならない。
- 2 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の決定があった後、同一の債務者につき国内倒産処理手続の開始の申立てがされたことが明らかになった場合（前条第一項に規定する場合を除く。）において、同項第二号に掲げる事由がある場合には、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、同号に定める決定をすることができる。
- 3 裁判所は、前項の規定による決定を変更し、又は前二項の規定による決定を取り消すことができる。
- 4 前三項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。
- 6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。
- (中止した国内倒産処理手続及び承認援助手続の失効)
- 第六十一条** 第五十七条第二項、第五十八条第一項、第五十九条第一項又は前条第一項の規定により国内倒産処理手続が中止していた場合において、同一の債務者につき第五十六条第一項第三号の規定による外国倒産処理手続の承認の取消しの決定が確定したときは、当該国内倒産処理手続は、その効力を失う。
- 2 第五十九条第一項第二号又は前条第二項の規定により外国倒産処理手続の承認援助手続が中止していた場合において、同一の債務者につき破産手続終結の決定があったとき、又は再生計

- 画認可の決定、更生計画認可の決定若しくは特別清算終結の決定が確定したときは、当該承認援助手続は、その効力を失う。
- 第二節 他の外国倒産処理手続の承認援助手続がある場合の取扱い**
- (他の外国倒産処理手続の承認がされた場合の承認の条件等)
- 第六十二条** 裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てがされた場合において、既に承認の決定がされた同一の債務者についての他の外国倒産処理手続の承認援助手続があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合にも、当該申立てを棄却しなければならない。
- 一 当該他の外国倒産処理手続が外国主手続であるとき。
- 二 前号に掲げる場合以外の場合において、当該申立てに係る外国倒産処理手続が外国従手続であり、かつ、当該外国倒産処理手続について第三章の規定により援助の処分をすることが債権者の一般の利益に適合すると認められないとき。
- 2 外国倒産処理手続の承認の決定があった場合において、同一の債務者につき外国倒産処理手続の承認の決定がされた他の外国従手続があるときは、当該外国従手続の承認援助手続は、中止する。ただし、次条第一項の規定による中止の命令が発せられているときは、この限りでない。
- (外国倒産処理手続の承認決定前他の承認援助手続の中止命令)
- 第六十三条** 承認援助手続が係属する裁判所は、外国倒産処理手続の承認の申立てについて決定をする前において、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、外国倒産処理手続の承認の決定がされた同一の債務者についての外国従手続の承認援助手続の中止を命ずることができる。外国倒産処理手続の承認の申立てを棄却する決定に対して第二十四条第一項の即時抗告がされたときも、同様とする。
- 2 裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。
- 3 第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告に  
ついで裁判があつた場合には、その電子裁判  
書を当事者に送達しなければならない。  
(中止した承認援助手続の失効)

第六十四条 第六十二條第二項又は前條第一項の  
規定により外国倒産処理手続の承認援助手続が  
中止していた場合において、同一の債務者につ  
き第五十六條第一項第三号の規定による他の外  
国倒産処理手続の承認の取消しの決定が確定し  
たときは、当該承認援助手続は、その効力を失  
う。

第六章 罰則

(報告及び検査の拒絶等の罪)

第六十五条 第四十一條第一項各号に掲げる者若  
しくは同項第二号から第五号までに掲げる者で  
あつた者が、同項若しくは同條第二項において  
準用する同條第一項(これらの規定を第五十五  
條第一項において準用する場合を含む。)の規  
定による報告を拒み、又は虚偽の報告をしたと  
きは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下  
の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第四十一條第一項第二号から第五号までに掲  
げる者若しくは当該各号に掲げる者であつた者  
(以下この項において「報告義務者」という。)の  
代表者、代理人、使用人その他の従業者(第  
四項において「代表者等」という。)が、その  
報告義務者の業務に関し、同條第一項又は同條  
第二項において準用する同條第一項(これらの  
規定を第五十五條第一項において準用する場合  
を含む。)の規定による報告を拒み、又は虚偽  
の報告をしたときも、前項と同様とする。

3 債務者又はその法定代理人が第四十一條第一  
項(第五十五條第一項において準用する場合を  
含む。)の規定による検査を拒んだときも、第  
一項と同様とする。

4 第四十一條第三項に規定する債務者の子会社  
等(同條第四項の規定により債務者の子会社等  
とみなされるものを含む。以下この項において  
同じ。)の代表者等が、その債務者の子会社等  
の業務に関し、同條第三項(第五十五條第一項  
において準用する場合を含む。)の規定による  
報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をし  
たときも、第一項と同様とする。

(承認管財人等に対する職務妨害の罪)

第六十六条 偽計又は威力を用いて、承認管財  
人、保全管理人、承認管財人代理又は保全管理  
人代理の職務を妨害した者は、三年以下の拘禁

刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこ  
れを併科する。  
(収賄罪)

第六十七条 承認管財人、保全管理人、承認管財  
人代理又は保全管理人代理(次項において「承  
認管財人等」という。)が、その職務に関し、  
賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をし  
たときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円  
以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、その承認管財人等が不正  
の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若  
しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを  
併科する。

3 承認管財人又は保全管理人が法人である場合  
において、承認管財人又は保全管理人の職務を  
行うその役員又は職員が、その承認管財人又は  
保全管理人の職務に関し、賄賂を受受し、又は  
その要求若しくは約束をしたときは、三年以下  
の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、  
又はこれを併科する。承認管財人又は保全管理  
人が法人である場合において、その役員又は職  
員が、その承認管財人又は保全管理人の職務に  
関し、承認管財人又は保全管理人に賄賂を受受  
させ、又はその供与の要求若しくは約束をした  
ときも、同様とする。

4 前項の場合において、その役員又は職員が不正  
の請託を受けたときは、五年以下の拘禁刑若  
しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを  
併科する。

5 前各項の場合において、犯人又は法人である  
承認管財人若しくは保全管理人が收受した賄賂  
は、没収する。その全部又は一部を没収するこ  
とができないときは、その価額を追徴する。  
(贈賄罪)

第六十八条 前條第一項又は第三項に規定する賄  
賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をし  
た者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以  
下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前條第二項又は第四項に規定する賄賂を供与  
し、又はその申込み若しくは約束をした者は、  
五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金  
に処し、又はこれを併科する。  
(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)

第六十九条 第三十一條第一項の規定により債務  
者が日本国内にある財産の処分又は国外への持  
出しその他裁判所の指定する行為をするには裁  
判所の許可を得なければならないものとされた

場合において、債務者がこれに違反する行為を  
したときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以  
下の罰金に処する。

2 承認管財人、保全管理人、承認管財人代理又  
は保全管理人代理が第三十五條第一項(第五十  
五條第一項において準用する場合を含む。)の  
規定又は第四十條第三項(第五十五條第一項に  
おいて準用する場合を含む。)において準用す  
る第三十五條第一項の規定に違反したときも、  
前項と同様とする。  
(国外犯)

第七十条 第六十六條及び第六十八條の罪は、刑  
法(明治四十年法律第四十五号) 第二條の例に  
従う。

2 第六十七條の罪は、刑法第四條の例に従う。  
(両罰規定)

第七十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の  
代理人、使用人その他の従業者が、その法人又  
は人の業務又は財産に関し、第六十五條(第一  
項を除く)、第六十六條、第六十八條又は第六  
十九條の違反行為をしたときは、行為者を罰す  
るほか、その法人又は人に対しても、各本條の  
罰金を科する。  
附則 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附則 (平成一四年五月二九日法律第四  
五号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超  
えない範囲内において政令で定める日から施行  
する。

附則 (平成一四年七月三一日法律第九  
八号) 抄  
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行  
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該  
各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節(別表第一から別表第四まで  
を含む。)並びに附則第二十八條第二項、第  
三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條  
の規定 公布の日  
第三十八條 施行日前にした行為並びにこの法律  
の規定によりなお従前の例によることとされる

場合及びこの附則の規定によりなおその効力を  
有することとされる場合における施行日以後に  
した行為に対する罰則の適用については、なお  
従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)  
第三十九条 この法律に規定するもののほか、公  
社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置  
(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定  
める。

附則 (平成一四年七月三一日法律第一  
〇〇号)  
(施行期日)  
第一条 この法律は、民間事業者による信書の送  
達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)  
の施行の日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)  
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施  
行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
附則 (平成一四年一二月一三日法律第  
一五五号) 抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法  
律第五十四号)の施行の日から施行する。  
(罰則の適用に関する経過措置)  
第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法  
律の規定により従前の例によることとされる場  
合におけるこの法律の施行後にした行為に対す  
る罰則の適用については、なお従前の例によ  
る。

附則 (平成一五年八月一日法律第一三  
四号) 抄  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。

附則 (平成一六年六月二日法律第七六  
号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第  
七十五号)次条第八項並びに附則第三條第八  
項、第五條第八項、第十六條及び第二十一條、  
第八條第三項並びに第十三條において「新破産  
法」という。)の施行の日から施行する。

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。



(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

**第四条** 施行日前にされた第三条の規定による改正前の外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第十七条第一項の規定による外国倒産処理手続の承認の申立てに係る承認援助事件については、なお従前の例による。

(罰則の適用等に関する経過措置)

**第十二条** 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第十四条** 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

**附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄**

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

**附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄**

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

**附則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

**附則 (令和四年五月二五日法律第四八号) 抄**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第五十二条第二項の改正規定及び附則第百二十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中民事訴訟法第八十七条の次に一条を加える改正規定及び第八条の規定並びに附則第四条、第四十九条、第六十五条、第七十

条、第七十八条及び第八十三条の規定、附則第八十七条中犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)第四十条の改正規定(「第八十七条」の下に「第八十七条の二」を加える部分に限る。)、附則第八十八条、第九十三条、第九十六条及び第一百三十三条の規定並びに附則第百八十八条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成二十五年法律第九十六号)第五十三条の改正規定(「第八十七条」の下に「第八十七条の二」を加える部分に限る。)、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

**第二百二十四条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第二百五十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

**附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄**

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附則 (令和五年六月一四日法律第五三三号) 抄**

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百一十一條第一項第三号

の改正規定、同法第八十一條第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第九十三條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定(民法第九十八條第二項及び第百五十一條第四項の改正規定を除く。)、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一條の規定、第百八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第百九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日